



島根県報

令和8年5月29日（金）

号外第63号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(")	3

告 示

島根県告示第355号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	田所国府線	浜田市金城町追原190番4地先から同町入野イ317番3地先まで	前	メートル 5.80～ 31.60	メートル 640.00	浜田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	6.10～ 36.40	640.00	
"	川本波多線	飯石郡飯南町志津見564番5地先から同番6地先まで	前	17.48～ 40.15	54.17	雲南県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	22.28～ 40.15	54.17	

島根県告示第356号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江七類港線	松江市手角町風山635番1地先から同637番1地先まで	メートル 8.00	令和8年5月29日	松江県土整備事務所	